6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してスリランカ民主社会主義共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためスリランカ民主社会主義共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　スリランカ民主社会主義共和国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してスリランカ民主社会主義共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してスリランカ民主社会主義共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金

8　スリランカ民主社会主義共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正にかつ専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びスリランカ民主社会主義共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9　スリランカ民主社会主義共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をスリランカ民主社会主義共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十四年九月七日にコロンボで

スリランカ民主社会主義共和国駐在
日本国特命全権大使　粗信仁

スリランカ民主社会主義共和国
報道・情報大臣　ケヘリヤ・バンダラ・ディサナヤケ・ランブクウェラ閣下

（スリランカ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をスリランカ民主社会主義共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十四年九月七日にコロンボで

スリランカ民主社会主義共和国駐在
日本国特命全権大使　粗信仁閣下

スリランカ民主社会主義共和国
報道・情報大臣　ケヘリヤ・バンダラ・ディサナヤケ・ランブクウェラ

○農林水産省告示第千三百六十四号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第六条第六項及び第十項の規定に基づき、昭和二十六年六月二十九日農林省告示第二百四十三号（漁港指定）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十月六日

農林水産大臣　西川　公也

北海道の部落石の項漁港の区域の欄を次のように改める。

（落石地区）

次のア点からイ点に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

ア点　北緯四十三度十一分十一秒七二二三
東経百四十五度三十一分四十三秒九七五

イ点　北緯四十三度十分二十八秒七六四六
東経百四十五度三十一分十九秒八六六四

次のウ点からセ点までを順次結んだ線、次のセ点から百六十五度に水際線まで引いた線及び水際線により囲まれた地域並びに水域内の島しょ

ウ点　北緯四十三度十分三十七秒八六一五
東経百四十五度三十分三十三秒五八四五

エ点　北緯四十三度十分四十秒五三二六
東経百四十五度三十分二十二秒九〇〇四

オ点　北緯四十三度十分五十七秒六五七四
東経百四十五度三十分十七秒〇〇五〇

カ点　北緯四十三度十一分〇四秒八八一九
東経百四十五度三十分十六秒八〇八三

キ点　北緯四十三度十一分十一秒七九八九
東経百四十五度三十分二十秒六〇〇三

ク点　北緯四十三度十一分二十二秒六六九八
東経百四十五度三十分二十九秒八三三五

ケ点　北緯四十三度十一分二十四秒五六五九
東経百四十五度三十分三十三秒九五八四

コ点　北緯四十三度十一分二十八秒二八三九
東経百四十五度三十分三十五秒七九四一

サ点　北緯四十三度十一分三十秒五二四七
東経百四十五度三十分四十秒六六九一

シ点　北緯四十三度十一分三十一秒五二九一
東経百四十五度三十分五十三秒四三八六

ス点　北緯四十三度十一分三十一秒四九三八
東経百四十五度三十分五十六秒六二六九

セ点　北緯四十三度十一分二十九秒八三一四
東経百四十五度三十一分〇〇秒四二八三

（浜松地区）

次のア点からウ点までを順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海面

ア点　北緯四十三度十二分十三秒三一三四
東経百四十五度三十一分三十二秒九五九二

イ点　北緯四十三度十二分〇八秒三九二七
東経百四十五度三十二分〇六秒八六〇六

ウ点　北緯四十三度十一分五十一秒四〇五九
東経百四十五度三十二分〇一秒一二三三

水域の欄に規定するイ点及びウ点並びに次のエ点からカ点までを順次結んだ線、次のカ点並びに同欄に規定するア点及びイ点を順次結んだ線並びに水際線により囲まれた地域

エ点　北緯四十三度十一分四十八秒七八五三
東経百四十五度三十一分四十七秒八六八八

オ点　北緯四十三度十一分五十四秒八〇九八
東経百四十五度三十一分三十八秒〇一一七

カ点　北緯四十三度十二分〇六秒七二九六
東経百四十五度三十一分三十一秒〇五三二